

◇ 大 渕 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、8番、大渕紀夫議員、登壇を願います。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、日本共産党の大渕紀夫です。私は、町長に2項目質問をいたします。

1項目め、国民健康保険制度についてであります。

(1)、令和2年度の国民健康保険事業特別会計の経営状況は。

(2)、歳入の長期見通しと新型コロナウイルス感染症による影響は。

(3)、令和3年度の国民健康保険税の課税が被保険者に与える影響の押さえは。

(4)、令和5年度までの激変緩和措置により、それまで被保険者が支払う国民健康保険税

はどのように変化するか。また3年ごとの運営方針の見直しにより何が好転すると考えられるか伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 国民健康保険制度についてのご質問であります。

1項目めの令和2年度の国民健康保険事業特別会計の経営状況についてであります。令和2年度国保特別会計は、歳出で納付金に約4,400万円の激変緩和措置が図られたことや、医療費である保険給付費は道補助金により補填されること、歳入で前年度繰越金が約3,200万円あったことなどにより歳入不足補填のため、当初予算計上しておりました事業基金繰入金約2,200万円を措置することなく3,500万円程度の決算剰余金が発生する見通しとなっております。

2項目めの歳入の長期見通しと新型コロナウイルス感染症による影響についてであります。納付金は国保税及び一般会計繰入金で賄うものでありますが、道1人当たり医療費の増加や激変緩和措置の縮小などにより納付金は増加傾向にある一方、本町の国保税は被保険者数の減少などで毎年約5%程度の調定減額となっており、今後もこの状況で推移するものと捉えております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対して、一定基準を満たした場合に減免対象とし、順次対応しておりますが、最終的には述べ126世帯・約1,400万円の減免を行う予定であります。なお、この減免による国保税減額相当分は全額国庫補助金で補填されるものとなっております。

3項目めの令和3年度の国民健康保険税の課税が被保険者に与える影響についてであります。本町の国保税率見直しは3年に1度としており、本来令和2年度がその見直し時期でありましたが、新型コロナウイルス感染症による被保険者への影響が非常に大きいものと判断して1年延期することにより、令和3年度の国保税は現行税率での賦課となることから、特に影響はないものと考えております。

4項目めの令和5年度までの激変緩和措置による被保険者が支払う国民健康保険税の変化と3年ごとの運営方針見直しにより何が好転するかについてであります。毎年度納付金と、それを賄うための標準税率が北海道から示されておりますが、本町では現状の国保税率と標準税率に大きな乖離が生じており、令和5年度までにこの差を埋めることは厳しい状況であります。さらに、国保運営方針見直しでは、第1段階の措置として激変緩和終了と納付金配分による準統一化を令和6年度から実施すること、第2段階では全道市町村が統一税率となる完全統一を令和12年度から実施するというスケジュールが示されたことにより、今後本町への好転材料はないものと考えられるところであります。従いまして、納付金額と基金残高を見極めながら被保険者に対して過度な負担とならないよう国保税率の増額改正を行い、令和12年度までに標準税率に合わせていかなければならない状況であると捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ということは、今答弁でございましたように本年度の経営状況はおおむね理解できましたが、今年は国保税は値上げはしないと捉えていいわけですね。そして、本当にこのままでは国保制度そのものが崩壊するという状況、これは何度も何度も言っています。実際には今議論されておりますが、75歳以上が2割負担になると、もちろん一定条件いろいろついていますが、そういう中で本当に大変な状況なのだけでも、最後の部分もまたありますが、ここら辺はやっぱり国にきちんと意見を言うということ言えば毎回言っていますが、値上げをしないということ、これは国に意見をきちんと申し述べるということは引き続きやっているということでもいいですか。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） ただいまのご質問につきまして答弁させていただきます。

まず、値上げをしないというのは今年度は見直しを行わず、コロナのこともありまして到底被保険者に対して来年度に保険税を値上げするというような状況ではないというような町長の判断で今年度の税制改正は行わず来年度に値上げをしないということでございます。ただ、町長の答弁にもございましたが、やはり国保税は完全統一となる令和12年度までには標準税率並みに改正する値上げを行っていかねばならないということは変わりません。また、町村会等を通じて町長もこれは訴えていただくようなことは引き続き行っていただくように考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。来年度に値上げをしないということになりましたが、あと令和12年度の件については後でまた聞きますが、今回そのコロナの影響で減免が相当増えています、この減免の職種や減免の内容、どのような基準で減免をしているのか。

また、減免の世帯数は126世帯という状況ですけれども、この職業別というか、どういう方々が減免されているのか。年金の人はそんなにはいないと思うのだけれども、そこら辺はどうなっているか。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） 対象となる方はあくまでも事業収入あるいは給与、不動産、山林所得等がある方が対象になります。それで、本町の場合どこが一番多いかというと、やはり自営業をされている方でいくと漁業関係者、農業、それと個人で何かしら事業を行われているという方が対象となつてございます。それと、基準でございますけれども、大体おおむね前年比で30%ほどの減額があった場合は対象となるということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。白老町で言えば、今言われたように1次産業と商工業者、経営している方ということになると思うのですが、感染者は当たり前なのですけれども、コロナの影響で収入が減少した場合、答弁があったように3割以上が減少した世帯となっています。それが実際には札幌市なんかは令和2年度の直近3か月と言ったりしているのだけれども、後期高齢者広域連合では正式に最も低い月1か月の収入基準でいいですよとなっているのです。この点、減収期間は市町村の判断となっていますが、白老町はどのような基準、月数はどうしていますか。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） 月数ということではなく、あくまでも前年の収入状況、それと当該年度の収入状況を対比して30%の減額が見られれば減免の対象と。そういうことです、簡単に言うと。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。それは分かります。それで、要するに1か月でもすごい減収になった場合が対象になるのか、トータルということになると、2月なら2月とかとなってしまふでしょう。長期になりますよね。ですから、そこら辺はそういう基準というのは白老町ではないのかどうか。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） ただそういう事例は複雑な、特殊なというのですか、そういう状況の方はちょっといないので何とも言えないのですけれども、ただ国等からの通知を見ると、そういったところは柔軟に対応していただきたいという文言がありますので、そこは状況を見てということですので、そういった市町村があるのもそういったところを解釈して行っているのかなと思います。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。そこは分かりました。要するに私が言いたいのは、減免基準から外れるよということ、減免がなされないとならないような状況を今のコロナの状況で言えば、明らかにこれはもう本来もっと拡大をしてやらなくてはいけない中身ですから、そういう点での運用をきちんと町がやっている。要するに保険者の立場に立ってやっていればいいということなのです、私が言っているのは。そういう点で言えば、この126世帯1,400万円というのは決して少ない金額ではないと思うのだけれども、これに漏れるということだとか、そういうことはないですよ。圧倒的に多いのは年金者ですから、そういうことと言えば漏れている人が基本的にはないという考えでいいですか。

○議長(松田謙吾君) 岩本町民課長。

○岩本町民課長(岩本寿彦君) そういった方がいないように当然周知もしていますし、また漁業協同組合連合会等とも連携しながら、組合員の方々の減免といったものを、手続といったものを進めています。また、手続は終了しておりませんので、まだ引き続きできます。そういったところで、そういった申請漏れがないように町としても十分努力してまいりたいと考えております。

○議長(松田謙吾君) 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。そこは分かりました。ぜひこれからそういう世帯が出た場合はきちんと対応していただきたいと思います。

もう一つ、新型コロナウイルスの対策として国保にも傷病手当を支給してもいいと。もちろんこれはコロナにかからなかったらもらえないわけですがけれども、発熱の場合も若干あるのだけれども、これは実際の制度としては今までもあったのだけれども、条例制定しないうとなかなかできないとなっていると思うのですけれども、国保で傷病手当が国の指導で取り沙汰されたというのは初めてだと思うのだけれども、この制度の中身と国がどう言っているのか、ここら辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長(松田謙吾君) 岩本町民課長。

○岩本町民課長(岩本寿彦君) コロナの傷病手当の関係でございますけれども、今回国のほうでは傷病手当を全額補填するということで実施することになったわけなのですが、国のほうでは保険については様々な就業形態の方々が加入しているといったことを踏まえまして、傷病手当金については保険者が保険財政運営に支障がなければ自主的に条例、または規則を制定して行うことができるようになってございます。ただ、今回のコロナにつきましては、コロナ感染症対策について感染拡大の防止のため労働者が感染した場合における休みやすい環境の整備が必要だということで、国は保険者へ傷病手当金の支給を促すとともに緊急的、特例的な措置として必要な費用を全額補助するということで傷病手当金の支給が白老町でもできるようになったということでございます。また、対象になる人は

感染した人、または感染が疑われる方で療養のため仕事を4日以上休んだ方が対象ということになります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これで私は何を聞きたいかといったら、こういうことが、これは協会けんぽでは普通の公務員の共済なんかはもう傷病手当は普通に出ますから、そういう中でできるのであれば、これは国保がそういう広がりを見せていくような状況に、今回のものは要するに国に今まで運動をちゃんとしてやりなさいということはずっと訴えてきたわけだけれども、そういう傷病手当そのものが広がりにつながるような可能性というのはないでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） まず、国はコロナ以外では恐らく補填はないと思うので、あとは町が単独でやるか、やらないかということになります。それで、この件につきましては仮に行うとすれば、当然けが等で仕事ができない国保加入者につきましては、その支給額を全て国保会計で負担するということになります。負担をするということは、当然保険税に跳ね返りますので、今の国保会計の経営状況を考えますと実施というのは非常に厳しいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。当然そうなりますよね。ただ、今回コロナの場合は国が保証するということです。こういう国が保証するような傷病手当に広げて国保を広げていくというような運動にしないと駄目だということなのだけれども、今の答弁ではなかなかちょっと難しいですね。そこは分かりました。

次、もう一つ保険者努力支援制度、これに今年から一般会計からの国保会計に繰入れをした分についてはペナルティーをかけるというのは今年からの国の方針になったと理解をしているわけですが、この保険者努力支援制度の中身と例えばまちが国保のために赤字補填をした場合、ペナルティーってどんな形でかかるのか、その点ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） まず、保険者努力支援制度とはどんなものかという部分でお話をさせていただきますと、平成27年度の閣議決定において経済財政運営と改革の基本方針2015の中で、国民自らががんを含む生活習慣病、疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、それと後発医薬品の使用や適切な診療を受けるというような行動を取ることを目指して、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保健者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要であるとなりまして、国保制度におい

で平成28年度から保健者努力支援制度が実施されたということでございます。

それで、ペナルティーの関係でございますけれども、令和2年度から特定健診受診率ですとか、法定外繰入金の解消等に関わる項目において点数が減点され、金額にも影響を受けるペナルティーが設けられてしまいました。このペナルティーについては、例えば法定外繰入れということのお話をさせていただきますけれども、法定外繰入れ等の解消においては、まず法定外繰入れがしていなければこれは35点満点で加点をされるという仕組みになってございます。

次に、法定外繰入れがあって、そのための削減計画をもって削減計画どおり達成をしている、またはその計画の2分の1以上を達成しているということであれば、その状況に応じてこれも加点がされるというような仕組みになってございます。ただ、一方で削減が未達成あるいは逆に繰入金が増額をしていますよというような状況で赤字解消計画を未策定というような、非常に要は何もやっていないよというようなところには減点、ペナルティーを受けるといったような算定となってございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。当然これは表を見ますと満点995点で減点していくということなのだけれども、金額的にはどのような、ペナルティーの金額ってどうして出したり、どういう形になるのか、金額はどうなるのですか。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） 計算でございますけれども、まず令和元年度の本町の状況を説明させていただきます。令和元年度は、本町は920点の満点に対しまして484点、653万円の支援金の交付を受けてございます。これをどうやって計算したかというお話になるのですけれども、まず国のほうでこれに対する市町村分の予算というのが総額でございます。それで、市町村が各保険者が努力支援を重ね、最終的に評価して、点数化して国に報告するのですけれども、ここはちょっと恐らくという言葉がつかますけれども、それを全国から点数を集めてその点数の合計点を国のある予算で割り返して、1点当たりの単価というのを出すのです。それに各保険者の被保険者数を掛けまして、そしてさらに各保険者のそれぞれの点数を掛けた金額が支援金ということになります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かった。そうしたら、今のは六百何十万円の支援金をもらったということですよ。例えば3,000万円の赤字が出て、町が補填したと。この場合どうなるということなのですか。その六百何十万円は全部国からの支援金は来ないと、こういうことになるのですか。聞いていること簡単でいいから。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） 全く来ないというわけではありません。ただ、例えばその繰入金の項目の中で最悪計画も何もなく繰入金だけを法定外の繰入れをもらっているとした場合、最大で今現在で60点のマイナスと、減点となります。これを金額に換算しますと、おむね80万円から90万円程度となります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何を聞きたかったかといったら、要するに3,000万円の繰入れをしても、ペナルティーでかかるのは80万円だという、そういう認識でいいわけですね。そこはそういう認識で、だからペナルティーという3,000万円を一般会計から出したら、その全部ということになったら大変なことになりますよね。だから、それも赤字補填できなくなってしまうのだよ。だけれども、今の話では80万円や60万円ぐらいのペナルティーしかかからないということでもいいのですね。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） 令和元年度の計算でいくと80万円から90万円程度と、それしかかからないということに計算上はなります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この4項目めの答弁で、5年度までに本来から言えば激変緩和をしなくては行けないと。だから、標準税率に令和5年度まで上げるということは、白老町で取った国保の人たちの負担というのは膨大な金額になりますよ、これ。それをこの答弁で見ると、完全統一になる令和12年まで白老町の場合は延ばして、激変緩和をもっともっと北海道の方針よりも緩やかにすると、こういう理解でいいのですね。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） 令和6年度までとなりますと、被保険者への負担というのが相当かかるものと判断しています。そういったところで、完全統一となる令和12年度までということで、緩やかに負荷をかけず保険税を値上げ改正していきたいという考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これは、やっぱり私は本当にすごいこと、私は国保の問題を取り上げてこんなような答弁をいただいたのが来年上げないということももちろんなのだけれども、初めてです。これはもう国保の世帯約30%、3,000世帯弱ぐらいいらっしゃる中でこれはまさに画期的ではないかなと。

なぜ私はペナルティーのことを聞いたかという、例えば白老町がこのことをこう今やった場合、ひょっとしたら令和12年までかかるわけだから、これは赤字が出る可能性があります

ますよね。そのとき私はペナルティーがかかってしまったら大変なことになってしまう。だけれども、今の状況で聞く範囲におけば、ペナルティーの金額って大したことないですよ。ということは、逆に言うところの激変緩和、北海道がやろうとしていることに対して6年ぐらい延ばすということになるわけです。ですから、白老町はこのことを10年かけてやるとしたら、今の答弁にあったように本当に町民にとっては、毎年の上げ幅が少なくなる、緩やかになるということについて言えば、私は非常に高く評価できると思うのですけれども、一応財政見通しとして分からないと思うけれども、ざっと見た場合今若干の積立金もありますけれども、赤字になるという可能性はかなりありますか。

○議長（松田謙吾君） 1時間を超えたものだから、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

---

再開 午後 2時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ質問を続行いたします。

岩本町民課長。

○岩本町民課長（岩本寿彦君） 先ほどの赤字になる可能性の有無についてのご答弁になります。

今回、今年度は保険税の改正を見送りましたので、来年度の国保会計の運営というのは非常に厳しい運営となるのは覚悟しているのですけれども、担当といたしましては、まずは赤字会計にならないよう国保の運営をするということが基本的に考えを持ってございます。

仮に法定外繰入れを前提とした会計運営といったものは想定してはございませんが、保険税も完全統一されるまでには当然標準税率まで保険税を値上げ改正していかなければなりません。そういった意味で、町としてやることをやった上で法定外繰入れについてはどうしても必要だとすれば、一般会計に支援をお願いするということが絶対ないとは言いきれませんが、繰り返しになりますけれども、赤字会計にならないように国保の運営をするということが基本にありますので、そういった部分で国保運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。町民にとってみれば、今まで議論している中では根本的な解決にはなり得ないとは思いますが。それにしても、まさにその激変緩和ということ言えば、非常に好ましい状況だと私は理解しています。このことに対して、やっぱり町や担当の努力、これは大いに私は評価したいと思います。しかし、制度の根本的改正、やっぱりここが眼目なのです。ですから、平等割、均等割のこの人員割的なものは何としてもやっぱり国保で見てもらうと。平等割、均等割と名前を使わなくてもやっぱり同等の1兆円程度を国保に導入すると今回だって17兆円ですか、補正予算。そういう中ですから、私はやっぱり



り1兆円程度これ国保に投入することによって全国の国保世帯が非常に潤うとなるわけですから、町長個人、そしてまた組織、こういうものを通じて、全道議長ももちろんそうですけれども、こういう地方自治体の声をきちんと上げていくと。このことは、引き続きしつこく、しつこく、しつこくずっとやっていく必要があると私は思うのですけれども、1点目の質問の最後にこのことを伺って、決意を伺って1点目は終わります。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） この国保税、今担当課長もいろいろ答弁を申し上げましたが、うちの標準税率の今は違い、乖離が生じているということで、令和12年までの期間の中で何か補ってあげればいいのかという考えなので、少し前回の議会のとときよりは安心したかなと思っていますが、それでもうちのまちはほかの市町村に比べると、やっぱり安い国保税でありますので、負担という意味ではきちんと赤字会計にならないようにしていきたいなと考えております。

今の大淵議員がおっしゃったとおり、全国議長会も含めた地方6団体も含めて私が所属している北海道町村会、全国の町村会、そして全国市長会、知事会も含めてこの国保税に関しては毎回のように要望をしております。大淵議員がおっしゃっていたとおり、きちんと均等割のほうもどどういう形で国のほうから補填が来るかというのも強く国のほうに要望をしていきたいなと思っていますし、この国保税の制度は可能な限り続けていっていただきたいということと、ここには国の負担も求めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2項目めに入ります。町財政の現状と方向性について。

（1）、令和2年度の財政の状況は。

（2）、（仮称）白老町行財政改革推進計画について。

①、計画策定の進捗状況と今後のスケジュールは。

②、財政・行政改革・組織の中心課題は。

③、具体的な長期目標（8年）と短期目標（4年）の設定は。

④、計画が議会に示されたが、その後の審議過程と意見の反映に対する考え方は。

（3）、今後の地方自治体に対する長期的・短期的課題と方向性、対応策をどのように考え、分析しているかお伺いをいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町財政の現状と方向性についてのご質問であります。

1項目めの令和2年度の財政の現状についてであります。歳入につきましては、町税は新型コロナウイルス感染症の影響により、予算額を下回る可能性があるものと捉えておりま

す。普通交付税は、当初予算額32億4,000万円を3,247万8,000円上回る32億7,247万8,000円となり、臨時財政対策債発行可能額は当初予算額を24万1,000円下回る2億1,975万9,000円となっております。ふるさと納税は、11月末現在で前年同月比1,700万円減の約1億8,500万円の寄付をいただいております。このほかアイヌ政策推進交付金として1億7,461万3,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4億7,962万8,000円、特別定額給付金事業補助金として16億7,461万2,000円を見込んでおります。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として23億6,523万6,000円、国民健康保険病院事業会計への繰出金5,500万円を補正予算として追加したほか、本定例会において新型コロナウイルス感染症対策事業として2,218万5,000円、国民健康保険病院事業会計への追加繰出金7,000万円、旧バイオマス燃料化施設に係る補助金返還として2,239万6,000円の補正予算を計上しております。これにより、本定例会における補正予算議決後の前年度繰越金残高は8,495万1,000円となる見込みであります。

2項目めの、(仮称)白老町行財政改革推進計画についてであります。1点目の計画策定の進捗状況と今後のスケジュールについてであります。本年5月から行政改革推進本部会議、幹事会、専門部会を合計9回開催し、先日9日に開催されました議会全員協議会において現時点における計画の基本的な考えと主な取り組みについてご説明させていただきました。今後は計画の成文化作業に入り、1月上旬までに計画の素案を作成するとともに町民へのパブリックコメント、行革委員会への諮問、答申を経て、今年度中に議会に説明し、公表する予定であります。

2点目の財政・行政改革・組織の中心課題についてであります。財政の課題は、今後、想定される人口減少社会の本格化に伴い、町税や交付税等の歳入減少が見込まれることから、財政規律の遵守と身の丈に合った財政運営に努めると同時に新たな財源を確保していくことが重要と捉えております。行政改革においては、事務事業の見直しであります。予算、人材などの行政資源に限りがあるなか、社会の変動や町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、改めて行政が果たすべき役割や事務事業の効果、コスト、必要性を検証し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めることが必要と考えております。組織においては、町のため、町民のために絶えず政策を立案し、迅速に行動する職員の意識改革、人材育成と職員が能力を発揮しやすい環境をつくることによって、町民や議会と一体となったまちづくりを可能とする組織づくりを目指してまいります。

3点目の具体的な長期目標(8年)と短期目標(4年)の設定についてであります。今回策定する計画においては、短期、長期の具体的な数値目標の設定は行わず、本計画に基づき策定する定員管理計画や公共施設等総合管理計画などの個別計画に掲げる数値目標によって進行管理を図っていく考えであります。

4点目の審議過程と意見反映に対する考え方についてであります。先般の全員協議会では成文化する前の段階での考え方や主な取り組みを中間報告し、追加・修正すべき取り組み

みなどご意見をいただいたうえで、審議会等における協議を進め、その後計画案として説明の機会をいただき成案化していく考えであります。

3項目めの今後の地方自治体に対する長期的・短期的課題と方向性対応策についてであります。今後の地方自治体に対する課題につきましては、長期的には本格的な人口減少社会における地方自治体としてのあり方や役割の再構築が課題であり、短期的には本格的な人口減少社会の到来を見据え、これまでの成長局面での手法や考え方をいかにして切り替えていけるかが課題と捉えております。これらの課題解決に向け、(仮称)行財政改革推進計画の取り組みを推進し、人口減少下においても持続可能な行財政基盤を構築していく考えであります。

○議長(松田謙吾君) 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。今、今年度の状況については詳しくありましたので、あれなのですけれども、今回の質問の中でも歳出についても不測の災害だとか除雪以外はないというような答弁だったのですけれども、これから財政的に増える可能性があるものというのは、特別交付税12月分は終わりましたが、3月分がまだありますよね。その部分とふるさと納税が今まで12月が一番多いのだけれども、そういう見通し、そこら辺の見通し以外はありませんか。

○議長(松田謙吾君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 今後の歳入歳出状況ということでございますけれども、歳出につきましては今町長が答弁したとおり、災害ですとか除雪というところが支出の増になる要因かなと思っておりますけれども、歳入につきましても今大淵議員のおっしゃった特別交付税の3月交付分の状況、それからふるさと納税が11月末現在でまだ昨年と比較してマイナスになっておりますけれども、これが12月はどうなるかということが最終的な決算状況になるのかなと考えてございます。

○議長(松田謙吾君) 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。今後出る可能性があるとしたら、一つは先日議論があったように病院会計へのその赤字が出た場合の補填分があるのかなとは思っています。それで、病院会計に1億2,500万円の追加繰り出しをしていますが、コロナによる受診控え等による国の補填のことがずっと国でも議論されているのですけれども、そういう話で白老町のようなコロナの患者が出ていないわけですけれども、そういうところに対する補填策なんかも今の状況としてないでしょうか。

その点と、それから実際に病院の担当者はいないようだから、それは構わないけれども、受診控えだとか受診抑制のために白老町の病院もやっぱりそういうことが考えられると思うのだけれども、そういう中で例えば公営企業会計によるその病院会計の資金不足をカバ

一するために特別減収対策企業債というのがありますよね。これを使っている自治体も北海道では2つぐらい、滝川市と中標津町とかありますけれども、これは一定限度やっぱり赤字が出た中で使うというようなことで、これをうちが今の段階で使おうとかということにはならないというような理解でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、1点目の病院の減収に対する国の補填ということでございますけれども、現状といたしまして、今回の国の3次補正も含めて白老町立病院に対する補填というのはございません。実際に3次補正で病院に関する補填という項目で上がっているのは、あくまでもコロナ患者を受け入れている病院に対してというところがございまして、本町の場合は、これは対象とならないということになります。

それから、2点目の減収対策の企業債のほうなのですけれども、これについては病院側とも打合せをしております。もちろん本町の病院の場合もコロナの影響というのは出ていると思っておりますので、それに対する減収分を起債で借り入れて賄うということも、これは対象とはなるということになります。ただし、実際問題としてやはりこれは借り入れたら利息もかかりますし、またその部分を次年度以降に病院の利益で、ではそれを返済する能力があるかといったら、今時点ではちょっとその辺は厳しいかなということで、これはやはり今年度については特殊事情もありますけれども、一般会計からの補填で何とか賄いましょうということで病院と打合せをしております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ということは、企業債を借りるというメリットはないという理解でいいですね、そこは。

それで、今までのその答弁を聞いていますと、結果として2億円から3億円の剰余金が出るであろうと。基金の積立てが可能と、一定限度ですよ。それから、今回グリーンニューディール等の起債の返還も一定限度すると。こういう状況の中いろいろあるのだけれども、結果的には病院にも1億2,500万円繰り出しても実際には当年度の財政運営の中で処置ができるという状況にあると思うのだけれども、これはその町としての、それは繰り出さないほうがいいし、分かります。グリーンニューディールも同じです。だけれども、結果的には当年度の財政の中で処置ができるというのは、それだけの一定のやっぱりその力が、力というか、財政の余力があるというような理解なのか、それともそのどんな評価をしているか、町は、そこら辺どうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまのご質問ですけれども、このたびの病院会計の繰出金と、それから旧バイオマス施設の返還金等も含めましてある程度今年度の年度途中で想定される事態でありましたので、実際のところは令和元年度の決算剰余金が約4億円ありま

したけれども、その半分以上を本来であれば積み立てるところをある程度想定して、前年度繰越金として残しているという状況があります。そういうことで今、今回の12月補正についても財政調整基金等の基金を取り崩すことなく、その辺の対応ができていているところなのですけれども、病院の9月補正については5,500万円は、これは財政調整基金からの取り崩しでございました。ですから、本来基金を取り崩すことによしあしは別にして、多少その基金がもし枯渇していれば、こういう対応はできなかったという状況を想像すれば、今回はやはり10億円を積んで、その中からこのような不測の事態においても貯金を取り崩して対応できたということからすれば、これは過去とはやっぱり違う力はついてきているのかなという感覚でおります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。なぜこういうことを聞くかということ、これから計画をつくるときベースなのです。物事の考え方、どこにベースを置くかということなのです。従来の延長線上で物事を考えるのか、それとも今の財政基盤を含めてきちんと分析したうえで立って計画をつくるかということがあるから聞いたのです。

病院建設については、今回も一定限度の積立てはできるということなのですけれども、老人保健施設会計と、その病院をつくるということに対する基金、これを今回、今年も財政調整基金が10億円行きましたから、そこでそういうものをつくって次という考え方はありますか。

それと、そのことは病院をつくるということに対する町民へのアピールにもなりますし、一つは例えばふるさと納税にもう決めたわけですから、病院の寄付の項目をプラスするか、町民からのどんな形か分かりませんが、病院建設に対する一般寄付を仰ぐ方法を考えると、そういうことを本当に考えて、白老町民全体で病院をつくろうと、こういう機運を盛り上げるためにもそういうことが必要と思うが、そこら辺の見解はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 病院建設につきましては、数十億円の建設費がこれは今後かかります。そういう中であって、逆に以前から私は答弁しておりますけれども、これを別枠ということにはなかなか今の財政上はならなくて、やっぱりあくまでも病院も含めて歳入に見合った歳出というような予算組みをしないと、将来これは生き残っていけないと思っております。

そういう中であっては、その辺の病院建設について多額の起債を借りて、その後の償還ということになってきますけれども、最初は建設前はやはりその起債を借りられない一般単独での単独予算、一般財源をかなり充当しなければならないという部分はありますので、それに対しては基金を取り崩して充てていく、要はそれで全体のサービスを落とすことなく予算組みをしていくという手法は取らなければならないかなと考えておりますけれども、

現在のところ今後その町民に向かって寄付だったりという部分は、実際今の税金の中でやっていくものだと私も考えておりますので、その辺は今私の段階ではもう積極的にそれを募るという考えはあまり持ち合わせておりません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。当然いろんな考え方があってしかるべきことですから、そういう議論をし、どう政策化していくかということですから、それは構わないと思うのだけれども、私が言いたいのは、確かに今の財政状況がすごく安定していて、もう大丈夫よという状況ではないということは私も十分理解しています。そのために今までずっと取り上げてきたわけですから。ただ、これからやる病院と、それから役場庁舎の建設というのは、これはやっぱり膨大な金額がかかるわけです。それで、もう一つはやっぱり病院に対しては町民の要望も署名運動があったりして非常に大きかったわけです。それは、500円か1,000円か1万円か100万円か分かりません。しかし、そういう町民の税金を払っていることは十分承知の上にも、やっぱり町民の善意を集めて白老町全体の運動にする。それから、ふるさと納税の中にやっぱり病院開設というようなものをきちんと寄付項目の一つに入れて、そして取り組む。そういう全体としてのその取組が私は今必要ではないのかなと。だから、金額の多少によらず役場庁舎の建設の基金もあって、そこに毎年1,000万円ずつ多いか少ないかは別にして積み立てているわけです。そうすれば、やっぱり病院も本当に町が真剣になってやるという姿勢を示すためにも、私はそういう意味で必要ではないかということを行っているわけなのです。ですから、そのところはやっぱり単なる財政上の指標だとか、そういうことではなくて町民全体の運動として巻き込むためにもそういうことが必要だと思うのですけれども、もう一度見解をお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議員からお話があったその町民5,000人以上の署名があつての一つの結果ということですから、そういう手法といいますか、関わり方というか、作り出し方といいますか、そういう方法としては私も理解を十分したいと思っています。そのところが今後どういう形で今、今回の補正の中で支援事業者をつくるための予算も計上して、改めて当初のその改築費を含めてどうなのかという精査も含めてやろうと思っている段階でございます。そういうところをもう一回見た中でその在り方として今大淵議員からご提案いただいたその運動としての取組方、作り方、そういったことは参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。

あと計画の話、具体的なその目標の設定で今回は目標設定をしないのだということなの

だけれども、私が目標と言ったのは例えば財政で言えば8年後の実質公債費比率や将来負担比率や経常収支比率、それから一般会計及び前回の起算の残高目標、それから財調及び全基金に対する積立てのこれはちょっと目標としても病院があるからいろいろ大変だとは思っただけだけれども、そういう誰が見ても理解できるような財政目標を示すべきではないかと。職員数、管理職の、それからグループ制だとか、そういうものについては一定の漠としたものだけれども、目標的なもの、それから建物を3割減らすというのだとか、そういうものはありますよね。ですから、そういうその目標数値というのは持たないのかどうか、腹積もりだけでもやっぱり必ず議会で普通そういう質問は出ると思うのだけれども、そこら辺はどんな考え方を持っていますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まさにその辺が非常に難しいところでして、これまでの大渕議員との議論の中でもあるのですけれども、健全化を優先して、いわゆる健全化指標をこれからも下げていくのだという目標に向かってあらゆるものを我慢して、それで率を下げていくというようなところの目標値というのは掲げられます。しかし、令和3年度から新たな計画の中でももちろん健全化という考え方は、これは捨てるわけではなくて、今後も健全化はしていかなければならないという、これはどちらかという戒めの意味を込めて、決して緩むことなくやっっていかなければならないということではあるのですけれども、一方で病院建設、役場庁舎、それから老朽化した公共施設あるいは道路、こういったものをやるためには多くの財源が必要になります。それも今町としてやらなければならないのは、やっぱり起債の額を今7億5,000万円というのを今後は10億円にしようとしていますけれども、それを上げていかなければならない。例えば10億円ですっと借りていくと、返還も10億円になります。そうすると、バランスは同じですので、今の90億円、100億円を切ったという残高は変わらないのです。変わらないということは、将来負担比率あるいは実質公債費比率も幾ら目標を下げるといったとしても、やっていることがこれからある程度投資していくということであれば目標にならないのです。ということから、そういう実際はどうなるか分からないというところで、考え方は健全化だけれども、目標に近づけるということ、低い目標設定というのは非常に難しいだろうという想定をしておりますので、このような考え方になっております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。なるほど、そこは一定限度説得力はあります。ただ、もし今そうだとしたら、財政問題、特に今回の計画をつくるその中で財政部分の考え方、要するにベースです。元になるもの、これについて聞きたいのだけれども、昨日も議論がありました、その財政の議論のベースをどこに置くのか。今までの財政側がプログラムや財政改革プランですか、14年間やってきましたよね。それと同じベースで物事を考えて計画を

つくるのですか。私は違うと思うのです。ですから、好転したとか、もう安全だとか、そんなことを私は言いません。厳しいです。だけれども、同じベースで今回の計画をつくるとしたら、今の議論とかからしたら矛盾しませんか。私は、やっぱりもう何度も言いますけれども、まちはお金がないから町民の皆さんにできないとかというのではなくて、本当にこういう政策をつくって、こういうまちにしたいのだというものがなくと駄目なのです、今は。今の答弁でいうと、なおそうなのです。

ですから、2つの健全化計画を取り組んできたその延長線上で物事を考え、今回行政財政組織の8年の計画をつくるとしたら、私はやっぱり違って、ベースを変えて今課長が答弁したようなベースに基づく計画をつくらないと駄目なのではないのかなと思うのです。何を言っているかといったら、172億円が98億円になったわけですよ、起債の一般会計の残は。1億円を割っていた財政調整基金が10億円まで行ったのです。その時点で同じ考え方ももちろんつくっているとは言いませんけれども、本当に若い人たちが政策をつくってこのまちをどうしようか、町民の皆さんと一緒につくる、そういうものにするためにはやっぱり議論のベース、レベルを変えないと駄目なのではないかと思うのです。そこはどうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 確かに健全化プラン、それからその前の新財政改革プログラム、これと同じベースではございません。ということは、これまでは健全化計画、いわゆる削減計画でした。赤字を減らして、町債残高も減らして、基金を積み増ししてという計画があったのです。ある程度一定の力がついたらと先ほど言いましたけれども、その辺はある程度一定レベルまでは、これは計画どおりに来たということなのです。しかし、さらにその同じベースでやるということが、もし同じベースでやるとするならば、さらに100億円を50億円にします、基金を20億円積み増しますというような目標になってくるのです。そうすると、逆に投資ができなくなって、どんどん、どんどん今の白老町が疲弊してくる。だから、病院も含めて新たにこれからはこれまで我慢していた計画をその辺のバランスを取りながら逆に投資していくという考えで、今までと同じベースではありません。ですから、逆にもし目標があるとすれば、今の起債残高は100億円を超えないようにする、あるいは基金も10億円を下回らないようにするというような目標の中で今後はバランスよくやっていかなければならないという考えなのです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そういう議論なら分かります。要するに従来の延長線上で同じような考え方で計画をつくるということではないわけですね。私は今までの議論を聞いていたら、そう聞こえるのです。今まで聞いていた中身でいうと。そここのところはやっぱり白老町の財政は新たな段階に、安心できるとか、そんなことを言っているのではないですよ、私は。違うのです。だけれども、そういう段階に入った上で議論するという中



身にしていかなければ、私はいけないと思うのです。人口減少は、全国、全道的です。白老町だけではないのです。高齢化率や減少率が少し違うけれども、実際にはそういう状況なのです。そんな中で、今までの財政計画と同じ視点で計画をつくるのですかということ私は聞いているのだよ。だから、厳しくないとは言いません。しかし、今までと同じ視点でつくったら、これからのまちづくりをどうやってするのかということになるわけです。そうしたら、何のために10億円借りるのってなるわけでしょう。ですから、そういう中で本当にまちをつくっていく若い町民の皆さんや、政策づくりを担う若い役場の職員にどんな夢や希望を持ってもらうのかと。詰めてばかりいて、きついことばかり言ったって駄目なのです。今までのベースは違い、起債の残も財調も一定程度改善された中で、そのベースで今の主幹の皆さんや係長のクラスの皆さんの職員が夢を持って白老町の町民とともに、本当に自分たちの責任でまちをつくっていくのだという、そういう政策立案を理事者や我々議会も大きな視点でやっぱり見守っていかなければ駄目な段階に入ったのではないかと思うのですけれども、ここら辺の考え方はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今課長から答弁があったところは、大淵議員と一定限共通項として持ち得ている答弁だとまずは押さえていただきたいと思います。決してこれまでの早い話、様々な面で町民の皆様方にもご負担をおかけして、そして削って削ってという、そういうところからは一つ脱却したというか、一步こう踏み出すことができているという押さえ方の中で今後の財政の出動をどうするかというところであります。ですから、本当にこれまでのような、例え方はおかしくなるかもしれないけれども、これからも何かこう縮こまってまたやるのか、それとももう少し前をしっかりと向いて、そして希望を持ってどうするのだという、このまちの今の課題をどうするのだという思いを持ってやるのか、そこのところだと思うのです。ですから、やはり今一定限これまで平成19年のあのときから見たら何とかというところにはなってきています。しかし、健全化は常に与えられた、やはり行政として課題だとして認識して進めていかなければならないし、昨日も議論があったように、やっぱり入るを計りて出ざるを制すという、その財政の根本的な考え方を持ちながらも、顔を上げて次の時代をどうするか、白老町の未来をどうするかというところの押さえ方ではしっかりと財政出動も含めて、政策づくりそこに掛け合わせて進みたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。はい、その部分は分かりました。要するにベースを今までと同じ考え方では進まないというところで、私は理解をいたしました。

それで、推進計画の中心である行政改革、財政、組織があるわけですがけれども、その効率的で効果的な行政運営を行うという部分、内部改革の部分です。公共サービスの再構築という町民との関わりの中での政策の部分を考えますと、特に職員数の適正数、これは私は非常

に大切な部分ではないのかなと思うのです。要するに単なる人口が減ったから職員は減らしましょうと、そういうような理論、理屈でこれからの行政運営ができるのかどうか。ですから、職員数の適正の理論的な根拠をどこに置くのかという辺りが非常に大切だと思うのです。町民の皆さんも当然そういう形でお話をしたり、要求したりしている方もいらっしゃいます。しかし、本当にこれからの財政状況や政策立案をしていく上で今一番大切なのは、政策をつくることと、その町民の皆さんとどう合意形成を勝ち取るかということなのです。そういうことを考えたときに、私は職員の数というのは一定限度必要だという考え方を持っていますが、この点ではどう職員数の適正数の理論的な根拠をどこに置くのかということについてお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 職員の適正管理計画です。こちら令和3年度から実施していくわけですが、策定は今年度中にして、来年の令和3年度から始まるわけですが、定員管理につきましては、基本的にはまず人口の規模ですとか、財政規模のシミュレーション、こちらを踏まえまして、これは参考としては総務省が示す定員のモデルとか人口産業分類、こちらの分類されている類似団体の状況、それとあと人口の同規模団体等の情報を基本として策定作業を進めていくというものになりますけれども、最も大事な考え方として捉えているのは、やっぱり地域の住民ニーズの多様化だとか、この今の人口減少の社会の到来など、地方公共団体、白老町を取り巻く情勢の変化をしっかりと対応をしていくと。的確に行政サービスを提供していくということが最も重要な視点だと捉えておりますので、やっぱりその地域の課題ですとか懸案事項もしっかり捉えて、当然住民ニーズもしっかり捉えながら定員管理計画ということの策定について取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この人の問題というのは、なかなかそれぞれの意見があって大変な中身なのです。それぞれ理論的な根拠を持って議論しますから、それは非常に難しい部分なのです。だけれども、そのときに今の社会や今の状況がどんな状況にあるのか、それに対して白老町という自治体がどんなふうに向かっているのかということを確認を示すことが人に対しては一番大切だと思うのです。ですから、それぞれ考え方は全部違うのです。そこはもう十分承知した上で、私の考え方で言うと、やっぱり今の世界の自然環境の受入れ容量から見ると、前回も言いましたが、温暖化を防ぐためにも、地球を守るためにもある程度の人口減少は、これはもうしょうがないとも考えられる部分がありますよね、現実的に。人口減少は経済的な価値一辺倒から、被経済的価値を含む人間中心の社会への転換のチャンスでもあるのです。

本当に発展だけすればいいのか、今の中国を見たら分かりますけれども、石炭をどんどん

たいてい大気を汚して、本当にそれでいいのかということです。原子力がいいとか悪いとかではなくて、原子力が今世界でどんな危機を招いているのかというようなことです。ですから、そういうことが私は都市から地方への人の流れ、田舎暮らしに結びついている部分もあると思うのです。ですから、この白老町のまちはどんなまちをつくるのかという根本的な議論がきちんとされるということが私はとっても大切だと思っています。

そんな中で自治体の政策づくりとは一体何なのかと考えたときに、一言で言えば社会的課題を解決する方向性のことだということです。私は本当にそうだなと思うのです。ですから、今回のこの計画をつくるときに財政と行革と組織を一致させて計画をつくるとしたら、どれだけ町民の意見を聞き、どれだけ議会の意見を聞き、どれだけ職員の皆さんの意見を聞いてつくり上げるかということが私はとっても大切だと思っているのです。ですから、先ほど申し上げた行革で言えば職員の数を本当に考えないと、最終的に困るのは町民の皆さんだとなってくるのです。財政で言えば、どこをベースに考えて新しい財政計画をつくるのか、これはとっても大切な部分なのです。前回と同じような従来の延長線上で物事を考えるというのは駄目なのです。ですから、私は今回財政問題等を取上げるときに、2つのこの視点を町が計画の中できちんと持つということが大切だと思うのですけれども、このことを伺って私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これからの白老町をどうしていくべきなのか、いつもいつもその課題を持ちながら、これまでも行政運営がされてきたと考えております。ただ、今回といいますか、これから今本当にこれまで健全化プランとして財政的な、先ほども申し上げたように削減ありきを中心のその財政運営に終始してきたという事実がありますけれども、そのところからどうしてしっかりと立ち位置を持って次のまちづくりを進めていかなければならないかということは非常に大きな課題だと思っています。

そのためには、今大淵議員からご指摘いただいた、まずはどういうまちづくりを、どんなまちを未来につくり出すのか、どんな白老町をつくり出すのか、そこがやはり私たち理事者を筆頭にしっかりと打ち出す必要が今回の行財政改革推進計画の中に反映されなければならないと思っています。ですから、今ご指摘をいただいた個々の考え方といいますか、捉え方というか、項目ごとの捉え方は様々私もあるだろうなと思っていますけれども、基本的にはこれまでの健全化はしっかりとしながらも、改めて今までをただ単に踏襲するわけではなくて、新しいステップにやっぱり入っていくまちづくりをしていく行財政の仕組みづくりをしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって8番、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。